

(案)

漁業に関する特定最低賃金の拡大について

交通政策審議会海事分科会船員部会

国土交通大臣より諮問のあった令和6年8月22日付諮問第458号「漁業に関する特定最低賃金の拡大について」は、以下のとおりの結論とする。

記

I. 現在の最低賃金の設定業種である「漁業（大型いか釣り）最低賃金」を、中型いか釣り漁業を含む業種へ拡大し、以下のとおり「漁業（いか釣り）最低賃金」とする方向で、今後、最低賃金について決定することが適当である。

1 適用する地域
全国

2 適用する使用者

船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶であって、いか釣り漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第17号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により第5項に掲げる1人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

4 適用する期間

いか釣り漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

5 第3項の船員に係る最低賃金額
(略)

6 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- (2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など

- (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件
はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、ま
れに支払われる結婚手当、退職手当など
- (4) 1 か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これ
に準ずる賃金
- (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類す
るもの

Ⅱ. 現在の最低賃金の設定業種である「九州漁業（沖合底びき網）最低賃金」を、以
西底びき網漁業を含む業種へ拡大し、以下のとおり「九州漁業（底びき網）最低賃
金」とする方向で、今後、最低賃金について決定することが適当である。

1 適用する地域

九州運輸局の管轄区域

2 適用する使用者

前項の地域内に主たる労務管理の事務を行う事務所を有する船員法（昭和22
年法律第100号）第1条に規定する船舶の船舶所有者（船員法第5条の規定に
基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、底びき網
漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2
条第1号及び第2号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者

3 適用する船員

前項の使用主に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただ
し、見習い、未経験又は年少などの理由により第5項に掲げる1人歩船員に達し
ないとみなされる船員は、除くものとする。

4 適用する期間

底びき網漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一
部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎
となる期間とする。

5 第3項の船員に係る最低賃金額

（略）

6 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対
し支払われる割増手当
- (2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員
手当など

- (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (4) 1 か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

Ⅲ. 漁業（いか釣り）及び九州漁業（底びき網）以外の漁業への拡大について

最低賃金法（昭和34年法律第137号）は、労働基準法（昭和22年法律第49号）適用の陸上労働者と同様に、船員法適用の船員についてもすべからず適用されている。

今般、漁業業種の拡大が図られ、最低賃金額が設定される対象者が拡大されたとしても、依然として、最低賃金額が定められていない漁船員が多く存在する状況にある。

このような事態を改善するため、全ての漁船員について、最低賃金額を定めることに向けた検討の場を設置し、早急に検討が進められることが望まれる。

以 上